本県のスポーツ振興の在り方について

(答申)

平成15年3月24日

山梨県スポーツ振興審議会

山梨県教育委員会

教育長 数 野 強 殿

山梨県スポーツ振興審議会

会 長 植 野 保

本県のスポーツ振興の在り方について(答申)

平成13年7月24日付けで諮問のあったこのことについて、慎重に審議を重ねた結果、 次のとおりまとめましたので、ここに答申します。

目 次

は	じめに	•	•	•	•	•	1
総	論						
1	スポーツの意義	•	•	•	•		2
•	個人への意義						
•	社会に対する意義						
2	スポーツを取り巻く社会の流れ	•	•	•	•	•	3
(1)	余暇時間の増大・ライフスタイルの多様化						
(2)	教育改革						
(3)	少子化の進行						
(4)	高齢社会の進展						
(5)	高度情報化の進展						
(6)	グローバリゼーションによる大交流時代						
(7)	男女共同参画社会の推進						
(8)	地方分権・行財政改革の進展						
(9)	環境との共生						
(10)	ノーマライゼーション						
3	スポーツの動向	•	•	•	•	•	5
(1)	個のスポーツ (SPORT FOR EVERY ONE) と高度・プロ化への:	分化	Ł				
(2)	スポーツ界への商業主義の拡大						
(3)	健康志向によるスポーツの普及						
(4)	学校体育・スポーツ活動の転換(児童生徒の体力・運動能力の低下)						
(5)	国のスポーツ振興基本計画の策定						
(6)	新たなスポーツ振興財源						
(7)	企業スポーツを取り巻く環境の変化						
(8)	国民体育大会の改革						
(9)	スポーツ組織の改革						

県民のスポーツ活動及びスポーツへの意識について

1	県民のスポーツ活動について	•	•	•	•	•	7	
2	本県の競技力の向上について	•	•	•	•	•	9	
3	本県の学校体育・スポーツについて	•	•	•	•	•	1	0
本	場のスポーツ振興について							
1 (1	生涯スポーツの振興について	•	•	•	•	•	1	1
•)主な推進事項							
2 (1)	競技スポーツの振興について) 現状と課題	•	•	•	•	•	1	3
(2))主な推進事項							
3 (1) (2)		•	•	•	•	•	1	4
4 (1	体育・スポーツ施設の充実と有効利用について	•	•	•	•	•	1	6
5 (1) (2)	体育・スポーツ情報システムの整備について) 現状と課題) 主な推進事項	•	•	•	•	•	1	7
参	\$考資料							
1	注釈・用語の解説	•	•	•	•	•	1	8
2	諮問文	•	•	•	•	•	1	9
3	審議経過	•	•	•	•	•	2	0
4	山梨県スポーツ振興審議会委員名簿						2	1

はじめに

本審議会は、平成13年7月24日、山梨県教育委員会から「本県のスポーツ振興の 在り方について」の諮問を受けた。

これまでに本審議会は、平成5年12月、「『やまなしスポーツ振興計画(仮称)』の 策定について」山梨県教育委員会に答申している。この答申に基づき、山梨県教育委員 会は、県民の豊かなスポーツライフの創造を目指すための基本的指針となる「やまなし スポーツプラン」(期間:平成6年度~15年度)を策定し、スポーツ振興施策を展開 しているところである。

しかしながら、諮問理由にもあるように、今日の様々な社会状況の変化に伴い、スポーツ(註1)の意義が一層拡大し、県民のスポーツに対する関心や期待も高まるなど、スポーツを取り巻く状況は変化している。

これらに適切に対応するためには、国がスポーツ振興基本計画を策定(平成12年9月)したことなど新たな状況を踏まえつつ、本県のスポーツ振興施策を体系的・計画的に推進し、スポーツの一層の振興を図ることが求められている。

本審議会では、これらの状況を踏まえ、県民のスポーツ環境に関する調査などにより 県民のスポーツ活動及びスポーツへの意識の実態を把握しながら、4回の小委員会と4 回の審議会を開催し、検討を重ねてきた。このたび結論を得たので、ここに答申を行う ものである。

本答申は、今後の本県のスポーツ振興の基本となるべき事項を総合的に提言している。 本審議会は、山梨県教育委員会が、この答申に基づき、スポーツ振興の指針となる新た な計画を策定し、県民の豊かなスポーツ環境を目指して、県・市町村・民間が一体とな って、スポーツ振興に積極的に取り組んでいくことを期待するものである。

総論

本県のスポーツ振興の在り方を考察するにあたり、県民にとってのスポーツの意義を 改めて確認するとともに、スポーツを取り巻く社会全体の様々な状況変化を見通し、スポーツに影響を与えるであろう主な要因を包括的にとらえることとする。さらに、本県 のスポーツ振興そのものに関わる大きな動きを把握することとする。

1 スポーツの意義

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・ 精神的な欲求にこたえる世界共通の文化の一つである。

心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、個人並びに社会に次のような極めて大きな意義を有している。

個人への意義

- 体を動かすという人間の本源的な欲求を満たす。
- ・精神的な充足・楽しさ・喜びをもたらす。
 - (爽快感・達成感・他者との連帯感等)
- ・ 心身両面にわたる健康の保持増進に役立つ。 (体力の向上・精神的なストレスの発散・生活習慣病の予防等)

社会に対する意義

- ・ 自己責任、克己心やフェアプレイの精神を培うとともに、仲間や指導者との交流を通じて、豊かな心と他人に対する思いやりをはぐくむなど、青少年の健全育成に資する。
- ・ 競技者のスポーツに打ち込むひたむきな姿は、県民に夢や感動を与え、活力ある健全な社会の形成に貢献する。
- ・ 住民が、スポーツを通じて交流を深めることにより、一体感や活力が生まれ、 地域における連帯感を醸成する。
- ・ 県民の心身両面にわたる健康の保持増進に大きく貢献し、生産活動を活発にするなど県民経済に寄与する。
- ・ 全国的及び国際的なスポーツ交流により、全国及び世界の人々との相互の理解 や友好・親善を深める役割を果たす。

このように多様な意義を有する文化としてのスポーツは、現代社会に生きるすべての人々にとって欠くことのできないものとなっている。

県民一人ひとりが、自らスポーツを行うこと、スポーツを見て楽しむこと及びスポーツを支援することにより、心身ともに健康で活力ある生活を形成するよう努めることが期待される。

2 スポーツを取り巻く社会の流れ

(1) 余暇時間の増大・ライフスタイルの多様化

技術革新や産業構造の変化に伴い、労働時間の短縮が進むとともに就労形態が変化し、余暇時間の増大が進んでいる。また、家事労働についても、電化製品の発達や住居形態・家族構成の変化に伴い、労働時間の短縮傾向がみられる。このような、労働環境の転換や価値観の変化により、人々のライフスタイルも多様化している。

このため、これらの増大した余暇時間や多様化したライフスタイルの中で、人々の多種多様なニーズに応えられるようなスポーツ環境の整備が求められている。

(2) 教育改革

平成14年度からの学校週5日制の完全実施、新学習指導要領の実施など、学校教育現場における改革が急速に進んでいる。また、学校・地域・家庭による教育環境の整備・充実など、地域における教育力の向上が求められている。

(3) 少子化の進行

女性の社会進出や未婚率の上昇、晩婚化などに伴い、近年、全国的に出生数が急激に減少している。このような少子化の進行は、21世紀を担う子どもたちが社会性をもって健やかでたくましく育っていく上で影響を与えると考える。

このため、学校体育・スポーツの充実とともに、地域社会や家庭におけるスポーツ環境の整備による社会全体でのたくましい子どもたちの育成が、これまで以上に重要となってきている。

(4) 高齢社会の進展

我が国の高齢化率は、平成12年に世界最高水準となり、本県においても、65歳以上の人口比率は、2000年の19.1%から、2025年には25%以上になると見込まれている。

社会保障を取り巻く環境の変化に対応し、成熟した社会・経済にふさわしい社会保障とするため、介護保険制度の導入、医療・年金制度の抜本改革など、社会保障制度の改革が急ピッチに進められている。高齢者が社会の重要な構成員として、心身ともに健康で活力ある生活を送るための制度基盤の充実が求められている。

このため、高齢者が健康で生きがいをもって生活が送ることができるよう、高齢者スポーツの振興や元気高齢者づくりとして「ヤング・オールド(若々しい高齢者)作戦」などが進められている。

(5) 高度情報化の進展

インターネットや携帯情報端末の普及によるグローバルなネットワーク化は、国や地域を越えた様々な情報の交流を活発化させ、人々の生活を豊かにする様々なサービスを可能にしてきている。また、衛生放送等による放送チャンネル数の増大等により、国内のプロスポーツはもとより、海外の試合や競技会などの映像情報も充

実してきている。

このような高度情報化の進展に伴い、情報技術を駆使したスポーツ情報の提供が 積極的に図られている。

(6) グローバリゼーションによる大交流時代

冷戦の終焉により経済的・人的交流のグローバル化やインターネットを始めとする情報通信の発達などにより、人・もの・情報が全地球的に行き交う大交流時代が 到来しており、我が国の国際化は著しく進行している。

スポーツについても世界各国のスポーツに関する情報が手軽に入手できるようになり、また、日本人の競技者や関係者が世界各地で活躍する機会が増大している。

このため、世界各国とスポーツを通じた様々な交流を促進し、競技力の向上や国際理解を深めることが求められている。

(7) 男女共同参画社会の推進

人権重視の社会基調の中、平成11年に男女共同参画社会基本法が成立し、女性 の社会参画を推進するための基盤整備が進んでいる。

指導者やスポーツ団体等においても、役員等に女性の比率が高まるなど、スポーツのさまざまな分野への女性の参画が進んでいる。

(8) 地方分権・行財政改革の進展

地方分権推進法、公共施設整備促進法(PFI(*註2)推進法) 特定非営利活動促進法(NPO(*註3)法)の制定等が行われ、規制緩和・地方分権等の行財政改革が進展している。

このため、地方自治体においても、スポーツ施設整備へのPFIの導入、公共スポーツ施設の民営化の推進・民間委託、スポーツ施設のサービスの向上等、スポーツ行財政の在り方についても検討が進められている。

(9) 環境との共生

地球温暖化を始め、自然環境の破壊や身近な環境汚染などの問題が深刻化するにつれ、山林・河川・海洋などの自然環境保護や、空気・飲料水・食品などの安全性に対する意識が高まっている。

このような中、近年のオリンピックでは、環境保護を最優先した開発が行われ、 環境共生型のオリンピックとなった。また、国内の大会開催においても、環境への 配慮が重要な位置づけとなっている。

今後、スポーツ施設の開発に際しては、自然環境保護へのより一層の配慮が必要であるとともに、スポーツ振興の在り方についても、自然活用型で環境にやさしい振興方策の検討が求められている。

(10) ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的にハンディキャップを持つ人々が、住み慣れた場所で

健常者と同じように暮らすことができるよう、ノーマライゼーションの考え方が普及してきている。

しかし、障害者のスポーツ実施率は、健常者より低いという報告もあり、スポーツにおけるノーマライゼーションは緒についたばかりの状況である。

今後は、障害者が健常者と同じように日常的にスポーツに親しむことができるような仕組みづくりが求められている。

3 スポーツの動向

(1) 個のスポーツ(SPORT FOR EVERY ONE)と高度・プロ化への分化

1970年以降、スポーツの大衆化が進む一方、世界記録が次々と塗り替えられるようにスポーツの高度化は著しく進み、メディアの発達とともにプロ化する競技種目が増加している。これまでのスポーツ振興の構造は、一つのピラミッド構造として、大衆化と高度化を進めると考えられてきたが、最近では、普及と強化は別の政策が必要であると認識されつつある。とりわけ普及については、「みんなのスポーツ(SPORT FOR ALL)」から、一人ひとりを大切にした「個のスポーツ(SPORT FOR EVERY ONE)」へと向かいつつある。

このため、個人を尊重したスポーツ環境とともに、高度化に応じたスポーツ環境 との両面について整備していくことが求められている。

(2) スポーツ界への商業主義の拡大

スポーツのイベント化とともに、衛星放送やインターネットなど電子メディアの技術革新が進展した結果、スポーツのエンターテイメント性が商業的に利用されるようになってきた。このスポーツ分野における商業主義の拡大は、自らの企業イメージを売り出す宣伝媒体としての新しいビジネスモデルを生み出している。その一方で、オリンピックやサッカーワールドカップ等で問題になっているように、テレビ放映権等の高騰を招いている。

このため、巨大化したテレビ等のメディア側が少しでも多くの放映権料を獲得したい大会当局側と商業的駆け引きの過剰化への対応が求められている。

(3) 健康志向によるスポーツの普及

情報化の進展や産業構造の変化等により、日常生活における身体活動が減少しており、この運動不足は、生活習慣病を引き起こす一因となっている。

このため、厚生労働省では「健康日本 2 1」という国民健康づくり運動を展開する中、「身体活動・運動」を健康増進のための重要な課題として位置づけている。特に、肥満・高血圧・高脂血症などの生活習慣病には、脂肪分解を起こす有酸素運動が有効であるといわれ、近年のウォーキング・ブームは、このような健康増進効果を期待する人々によって引き起こされているなど、健康志向への高まりにより、スポーツを実践する人々が増加してきているといえる。

(4) 学校体育・スポーツ活動の転換(児童生徒の体力・運動能力の低下)

少子化の進展に伴って、学校では、児童生徒数の著しい減少が進み、学校運動部 においても休廃部が増加している。また、日常生活における身体運動の機会や場の 減少などを背景に、児童生徒の体力や運動能力は低下傾向を示している。

複数校合同運動部活動の導入による柔軟な運動部活動の運営や、外部指導者の活用、地域スポーツクラブとの連携など、学校体育・スポーツの充実(児童生徒を取り巻くスポーツ環境の整備)が求められている。

(5) 国のスポーツ振興基本計画の策定

平成12年9月に国のスポーツ振興基本計画が策定された。基本方針として、「地域におけるスポーツ環境の整備充実」「国際競技力の総合的な向上方策」「生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携の促進」の3本柱が提示された。この計画は、「スポーツ振興法」に基づき、長期的・総合的視点から国が目指すスポーツ振興の基本的方向を示したもので、平成22年度(2010年度)までに取り組むべき主要な課題に沿って、それぞれの課題に対する政策目標を実現するための具体的な施策などが定められている。

今後、各地方自治体が、地方の実情に即した独自のスポーツ振興計画の策定を進めていくことが期待されている。

(6) 新たなスポーツ振興の財源

平成13年度からスポーツ振興投票(サッカーくじ)が始まり、新たなスポーツ振興財源が創出されている。サッカーくじの収益金のうち、半分は払い戻され、運営経費を除いた残りはスポーツ振興、青少年の健全育成等の経費として、地方自治体やスポーツ団体(地域スポーツクラブを含む)等に配分される。

このため、地方自治体には、これらの使途について効果的・効率的に運用することが望まれている。

(7) 企業スポーツを取り巻く環境の変化

これまでの企業スポーツは、各種大会で優秀な成績を収めることにより、企業のイメージアップや社内の活性化を図り、ひいては、我が国の競技力の向上に大きな 役割を果たしてきた。

しかしながら、近年の厳しい経済状況等から、企業の運動部が休廃部する事態が 発生しており、トップレベル競技者等が安心して競技に専念できる環境を確保する 上で支障が生じ始めている。

我が国の競技スポーツにおいては、企業等の民間セクターが重要な役割を果たしていることを踏まえ、スポーツへの支援を行う企業の社会的な評価の向上に努めるなど、企業が積極的にスポーツを支援するための環境づくりが求められている。

(8) 国民体育大会の改革

国民体育大会は、(財)日本体育協会(日体協)、開催地都道府県、文部科学省が 主催する我が国最大の総合競技大会として、広くスポーツを普及し、国民の体力向 上を図るとともに、地域のスポーツと文化の振興に大きく寄与してきた。しかし、 その一方、今日の社会情勢に適さない面もあることが指摘されている。

このため、日体協では、大会の充実・活性化と大会運営の簡素・効率化を目指して検討を重ねている。

(9) スポーツ組織の改革

オリンピックを始め、サッカーワールドカップなどの開催規模が拡大し、その社会的影響が増大する中、主催組織等の民主化、近代化が求められてきています。例えば、オリンピック候補地の選定を巡る動きから、国際オリンピック委員会(IOC)の機構のあり方が問題となるなど、これまでは当然のこととされてきたスポーツ組織の見直しが求められている。

我が国においても、スポーツ振興を図る上で重要な団体である日本体育協会等や その傘下にある団体についても、時代に則した組織形態へと移行することが求めら れている。

県民のスポーツ活動及びスポーツへの意識について

平成13年度に実施した「本県のスポーツ環境の現状調査」等の資料から、県民のスポーツ活動及びスポーツへの意識等について、「県民のスポーツ活動について」、「本県の競技力の向上について」、「本県の学校体育・スポーツについて」の3つの観点から整理する。

1 県民のスポーツ活動について

(1) 健康・体力への意識

成人において、自らの健康・体力の状況に、疲労を感じ、不安感をもつ割合が全 国平均と比較して多い。

(2) 児童生徒の体力・運動能力の現状

全国的に長期的な体力・運動能力の低下傾向が続いている中、本県において も同様の傾向が見られる。

全国平均との比較では、全体的に各年齢段階において男女とも下回っている。

(3) 運動・スポーツの実施状況

ア 成人

過去1年間に実施した人は、76.5%(全国平均68.0%) 実施した 種類数は一人当たり平均4.13(全国平均2.18)である。

成人の週1回以上の実施率は、32.4%であり、全国平均37.2%を下回っている。特に、週3日以上の実施率が全国平均に比較し低い。

過去1年間に運動・スポーツを行わなかった理由を全国平均と比較すると、 「運動やスポーツをする機会がなかったから」との回答が多い。

過去1年間に実施した運動・スポーツでは、ゴルフ・スキー・登山等の野外での活動が、全国平均と比較して多い。

今後実施したい運動・スポーツは、比較的軽いスポーツではウォーキング・軽い球技・軽い水泳等、野外スポーツではスキー・ゴルフ・登山等、競技的スポーツではテニス・ソフトボール・卓球等が多い。

イ 児童・生徒

スポーツ少年団への加入率に、減少傾向は見られない。 中学校・高校での運動部加入率は減少傾向にある。

(4) 指導者

「公共施設への指導者の配置」を望む声が27%あり、全国平均の8%を大きく上回っている。

市町村教育委員会の63%が、社会体育施設の管理・運営に関して「指導に携わる職員が少ないこと」が深刻であるとしている。

(5) ソフト事業・システム

成人の44%が、「初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実」を望んでおり、全国平均17%を大きく上回っている。

成人の32%が、公共施設の「利用手続き・料金の支払い方法の簡略化」を 望んでいる。

成人の34%が、公共施設の「利用時間の拡大」を望んでいる。

市町村教育委員会では84%が、公共施設の利用システムについて「広域化をすべきである」としている。

市町村教育委員会では81%が、「スポーツに関する情報の提供」について、 県に期待している。

(6) 施設整備

成人の46%が、「身近で利用できるよう、施設数の増加」を望んでいる。 市町村教育委員会の47%が、社会体育施設の「施設の保全・改修が進まないこと」を深刻な問題としている。

(7) 総合型地域スポーツクラブ *註4)の育成に向けて

ア 地域・地区でのスポーツ行事

(参加状況)

成人の約60%が、過去1年間に軽スポーツ行事(運動会、球技大会等)野 外活動行事(キャンプ等)体力つくり行事等に参加している。

(必要なスポーツ行事)

「軽スポーツ行事」を必要とする回答が多い。体育指導委員・市町村体育協会 関係者においては、一般県民と比較し、「選手対象の競技会」「体力つくりなど の行事」を必要とする回答が多い。

イ スポーツクラブ・同好会への加入状況

成人での現在の加入率は33.6%であり、全国平均の2倍を越えている。

成人の未加入者において、「自分の好きな運動やスポーツクラブ・同好会が あれば、今後加入したいと思う」割合は、全国平均の2倍に近い。

ウ 望んでいるクラブの活動形態

「複数種目を体験できる」「他の文化活動も並行して体験できる」など、総合型地域スポーツクラブの形態を望む回答が多い。

エ 望ましい活動の目的

「人とのふれあいやコミュニケーション」「勝負・記録よりも楽しみ」「健康 や体力の維持・増進」を重視するクラブが望ましいとする回答が多い。

オ スポーツに期待する効果

「地域のコミュニティの形成」「余暇時間の有効活用」「親子や家族の交流」 等多岐にわたって期待し、一人当たりの期待する項目数も、全国平均よりも多い。

カ 競技団体・競技指導者の考え方

「県は総合型地域スポーツクラブの育成を積極的にすべきである」・「クラブから指導者派遣の協力要請があれば積極的に協力する」とする回答が多い。

キ 体育指導委員・市町村体育協会関係者の考え方

ともに、約4割が「すぐに設立してほしい」と回答し、約5割が「他の地域の 進み具合を見てじっくり設立すればよい」と回答している。

ク 市町村教育委員会の考え方

(設立目標年度)

全体の83%が「まだ、具体的な目標年度を定めていない。」

(広域スポーツセンター *註5)

全体の56%が、「本県では、複数の広域スポーツセンターを育成すべきであ ある」としている。

(県への期待)

「総合型地域スポーツクラブの普及啓発」「広域スポーツセンターの育成推進」 について、60%以上が期待している。

(8) みるスポーツ及びスポーツ交流

成人の39%が、過去1年間に「直接試合を観戦した」と回答している。 成人の72%が、公的支援をして国際大会・全国大会を誘致・開催すること に、「よいことだ」と回答している。

(9) スポーツに関するボランティア活動

成人では、今後スポーツに関するボランティア活動について、「ぜひ行いたい、できれば行いたい」との回答が40%を越え、全国平均の約2倍となっている。

中学生・高校生においても、約8割が「重要である」と回答している。

2 本県の競技力の向上について

(1) 県民の関心

成人の80%が、国際大会や全国大会での本県選手の活躍に「関心がある」と回

答している。

(2) 競技人口

「競技人口の減少」を深刻な問題としている競技団体・指導者が多い。

(3) 指導者

「指導者が全体的に少ないこと」を深刻な問題としている競技団体が多い。 「学校での指導者(運動部活動指導者)が少ないこと」を深刻な問題として いる競技団体が多い。

(4) 資金

競技団体運営費、選手強化費等資金が少ないことを「深刻な問題とする」競技団体・指導者が多い。

経済的な負担を「深刻な問題とする」選手が全体の40%である。

(5) 施設

競技団体・競技指導者・競技選手は、「会議室・宿泊施設等を有したスポーツセンターの整備」について、県に期待している。

(6) 公的支援

ア県民

本県選手が活躍するためには、優秀な指導者の養成、試合・練習に参加しやすい環境づくり、経済的な援助、トレーニング施設の充実に公的支援が必要としている。

イ 競技団体・競技指導者・選手

活動への資金的援助、指導者の養成・確保、スポーツ人口の拡大のための積極的な取り組み、諸施設の整備・有効活用等を、県に期待している。

- 3 本県の学校体育・スポーツについて
- (1) 児童生徒の体力・運動能力の現状(再掲)

全国的に、長期的な体力・運動能力の低下傾向が続いている中、本県においても同様の傾向が見られる。

全国平均との比較では、全体的に各年齢段階において男女とも下回っている。

(2) 学校時代の運動・スポーツの体験

成人では、学校時代に「運動やスポーツをすることが楽しかった」「運動部等に加入していた」とする割合が、全国平均と比較して多い。

(3) 運動部活動

ア 参加部員数

中・高校ともに生徒数の減少に伴い、部員数が減少している。

入部率においても、低下傾向が見られ、特に高校女子の運動部離れが目立つ。 部員数の減少により、休廃部が増加している。

イ 指導者

「学校における指導者の不足」について、競技団体、競技指導者、市町村教 委は深刻な問題としている。 顧問教師は、「自分の専門的な指導力不足」「校務が多忙のため指導が思うようにできない」ことを悩みとする者が多い。

ウ 外部指導者の活用

専門的な実技指導力をもった外部指導者の活用について、保護者・教員ともに 85%以上が肯定的である。

(4) 学校と地域社会・スポーツ団体との連携

市町村教育委員会の84%が、「学校・地域社会・スポーツ団体の連携促進」 を県に期待している。

競技団体・競技指導者では、「地域のクラブから指導者派遣の協力要請があれば積極的に協力する」とする回答が多い。

成人の30%が、「学校体育施設の開放・整備」に、県と市町村は力を入れるべきとしている。

本県のスポーツ振興について

1 生涯スポーツの振興について

(1) 現状と課題

平成13年度の「県民のスポーツに関する意識・活動調査」では、県民の自らの健康・体力への関心は高く、多様なスポーツ志向をもっていることがうかがえる。しかし、成人の週1回以上のスポーツ実施率は、32.4%であり、全国平均37.2%(平成12年体力・スポーツに関する調査)を下回っている。国の「スポーツ振興基本計画」(平成12年9月)では、成人のスポーツ実施率を50%とすることを目指しており、本県においてもできる限り早期にこの目標を達成する必要がある。このため、誰もが日常的にスポーツ活動に取り組むことができるよう、地域住民の活動の場として期待される総合型地域スポーツクラブを計画的に育成・定着させるとともに、本県の特色を生かした健康づくり活動を積極的に推進することが必要である。

また、高度情報化の進展により、人と人とのふれあいの機会が減少し、地域の連帯意識が希薄化しつつある。今後も県民のニーズを把握しながら、県民相互の交流が推進できる様々なスポーツイベントを開催する必要がある。

さらに、全国的・国際的な大会の開催は、県民に夢と感動を与えるとともに、スポーツに対する意欲や興味をかきたてるなど、生涯スポーツの振興に大きく貢献してきた。今後も、県民と国内外の人々との交流を促進し、相互の理解を深めるために、県民が参加・観戦できる大会の開催が望まれる。

今日、地域住民のスポーツ活動へのニーズが高度化・多様化する中、質の高い技術・技能を有するスポーツ指導者を求める声が高まっているが、それに十分に対応できない現状がある。今後は、一人ひとりに適切に指導ができる、より質の高いスポーツ指導者の養成・確保が必要である。

また、本県では、スポーツの指導、団体の運営、大会の企画・補助など様々なかたちでスポーツを支えるボランティア活動の実施率が全国平均を上回り、今後も活動に意欲的な人が多い。このため、スポーツを支えることを希望する県民に、その活動が行いやすい環境を整えることが求められている。

以上のように、県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも各自の興味・目的に応じてスポーツに親しめる環境を総合的に整備する必要がある。

(2) 主な推進事項

ア 地域における生涯スポーツ事業の推進

総合型地域スポーツクラブの育成・定着

地域のスポーツ振興やコミュニティー形成など地域で果たす公共的な役割を踏まえ、地域に根ざした新しい魅力あるスポーツをする場としての総合型地域スポーツクラブの育成・定着に努める。なお、市町村において、総合型地域スポーツクラブの育成計画を盛り込んだスポーツ振興計画が策定・改定されるように努める。

広域スポーツセンターの設置

総合型地域スポーツクラブの設立と円滑な運営を支援する広域スポーツセンターの設置に努め、クラブマネージャーの育成等クラブ支援事業に対して効果的な支援方策の具体化を図る。

アウトドアスポーツやニュースポーツの推進

本県の豊かな自然に接し、自然環境の保全や自然との共生を図るアウトドアスポーツや身近で手軽にできるニュースポーツの推進に努める。

イ スポーツを通じた交流の充実・促進

子どもから高齢者まで地域住民が、一堂に集まってスポーツを楽しみ、世代間を越えた交流が図れる機会の充実に努める。

県スポーツレクリエーション祭や県体育祭り等すでに開催している全県的な 大会についても、県民のニーズにあった、より親しめる機会となるよう、実施 方法や内容等を検討し、一層の充実を図る。

県民の「みるスポーツ」へのニーズを充たすことができる国際的・全国的な 大会の開催に努める。

国内外の人々との相互の理解を深める機会となるスポーツ交流の推進に努める。

ウ スポーツ指導者の充実

スポーツ指導者養成講習会、スポーツプログラマー資格取得講習会の内容を 一層充実し、より専門的知識・技能を有する指導者の養成・確保に努める。

地域住民のニーズを踏まえたスポーツ振興の推進役として期待される体育指導委員については、熱意と能力のある有資格の指導者を積極的に委嘱し、研修等を通して資質の向上に努める。

インターネットなど多様な媒体を活用して、スポーツリーダーバンク(スポーツ指導者登録制度)の県民への周知と有効活用を図る。

エ 関係機関・団体との連携の促進

スポーツ活動の場の提供や指導者の確保のため、施設・人材面でスポーツに 関する豊富な資源を有している大学、企業及び民間との連携に努める。

県体育協会、県県民スポーツ事業団、県レクリエーション協会、県体育指導委員協議会、県みんなのスポーツ推進協議会等が持つ機能や役割分担を生かしながら、地域におけるスポーツ活動事業が効果的・能率的に推進できるよう努める。

県民のスポーツへの関心を高め、スポーツの振興を図るため、ボランティアを育成し、活動の機会等の情報を提供するとともに、活動を支援する組織との連携に努める。

2 競技スポーツの振興について

(1) 現状と課題

本県選手が、世界や全国で活躍することは、県民の関心も高く、多くの県民に誇りと夢を与えるとともに、スポーツ活動への参加意欲を促すこととなる。

このため、国際的・全国的な舞台で活躍できる選手を育成するとともに、高度な 専門性を有する優れた指導者の養成・確保を図る必要がある。

現在も、国民体育大会や各種全国大会等で安定した成績を収めるため、競技団体、 県高等学校体育連盟、県小中学校体育連盟等と連携を図りながら、強化合宿・交流 試合を実施し、競技力の向上に積極的に努めている。

一方、他県においても、競技力の向上に積極的に取り組んでおり、全国の競技水 準は、年々高まっている。

こうした中、本県の競技力の一層の向上を図るためには、優れた素質を有する競技者に、一貫した指導理念に基づき、個人の特性や発達段階に応じた最適な指導を行うことにより、より高いレベルの競技者へと育成するシステムと、このシステムを担う優れた指導者の養成・確保が必要である。

また、効果的に競技力の向上を推進するためには、指導者・選手が意欲的に取り組むことができるよう、幅広い支援を進める必要がある。

さらに、これまで本県で開催された国際的・全国的な競技会や友好姉妹関係にある国々とのスポーツ交流は、競技水準を向上させるとともに、スポーツの普及・発展に大きな役割を果たしてきた。今後も、競技会の開催や国際交流を計画的に推進する必要がある。

(2) 主な推進事項

ア 選手の育成・強化

優れた素質や運動能力を有するジュニアを早期に発掘し、組織的・計画的な 育成に努める。

指導理念や指導内容を示した強化育成プログラムを作成し、このプログラムに基づき、優れた素質を有する選手が、個人の特性や発達段階に応じた最適な 指導を受けられる一貫指導システムの構築に努める。

一貫指導システムを円滑に機能させるため、関係機関や団体と連携を深める とともに、地域社会・学校・家庭等との協力体制の推進に努める。

イ 指導者の養成・確保

各種講習会の実施や中央講習会への派遣等を積極的に推進し、指導者の資格 取得の促進に努めるとともに、新たな指導者の養成・確保に努める。

県スポーツ指導者協議会等の組織や活用事業の充実を図り、指導者の有効活用に努める。

実績のある優れた指導者等を積極的に招へいし、高度な専門性を持った指導者の養成に努める。

ウ 支援体制の充実

国民体育大会など各種の全国大会や国際大会で優秀な成績を収めるため、指導者・選手が十分な活動ができるよう、財政的な支援を含め、環境の整備を総合的に推進するよう努める。

県体育協会スポーツ医・科学委員会等や競技団体とが連携して、スポーツ医・科学の研究成果や最新の情報技術等を積極的に活用し、効果的なトレーニングやコーチング方法の導入に努める。

エ 競技会の開催及び国際交流の推進

競技水準の向上やスポーツの普及・発展を図るため、国際的・全国的な競技会の開催に努める。

大会開催にあたっては、ボランティアの積極的な活用を図るとともに、大会 運営の簡素化や効率化に努める。

国際交流は、選手のレベルアップや意欲の喚起等、競技力の向上につながる ことから、指導者も含めた交流の推進に努める。

3 学校体育・スポーツの充実について

(1) 現状と課題

学校体育・スポーツは、児童生徒の個に応じた運動の楽しさを味わわせ、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、たくましく生きるための健康や体力の向上及び豊かな人間形成に大きな役割を果たしてきている。

また、運動部活動においても、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツのすばらしさを経験したり、社会性が育つとともに、本県の競技スポーツの振

興にも貢献をしている。

一方、近年、都市化や生活の利便化等により、児童生徒の身体活動が減少し、体力・運動能力の低下が目立っている。

また、運動やスポーツに興味を持ち、積極的に活動する児童生徒とそうでない者の二極化や、生活習慣の乱れや精神的なストレス及び不安感が高まっている現状も みられる。

さらに、少子化に伴う生徒数の減少は、運動部員や部数の減少を招くとともに、 部活動を指導する顧問の高齢化や加重負担の問題もあり、生徒に対する多様なニー ズに対応できない面もある。

学校完全週5日制の実施及びこれらの諸問題に対応するには、学校のみならず、 家庭、地域、民間をはじめ、県小中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、各競技団 体等関係者が一体となって、スポーツ振興を多面的に支える学校体育・スポーツを 推進する必要がある。

(2) 主な推進事項

ア 「体育・保健体育」の授業の充実

学習指導要領の趣旨を生かし、児童生徒が自ら学び自ら課題を解決し、運動の楽しさや喜びを味わう学習が展開できるよう、指導計画の工夫や学習指導の改善に努める。

地域や児童生徒の実態に応じた体育の授業を展開するため、教員の資質の向上や体育の授業に対する意識を変革する研修会の充実に努める。

外部指導者の活用を積極的に図り、授業の充実に努める。

イ 学校の教育活動全体を通じた体力・運動能力の向上

体育的行事等を充実するとともに、休み時間・放課後を活用するなど、児童生徒に多くの運動を体験させる機会の確保に努める。

子どもの発達段階に応じて、スポーツや身体活動を伴う遊びが、家庭や地域でも実践できるよう指導の充実に努める。

体力・運動能力調査を積極的に実施し、その測定結果を授業や運動部活動に おいて、有効活用を図る。

ウ 運動部活動の充実

運動部活動は、学校教育活動の一つであることから、学校の教育目標や運営 方針を踏まえ、学校全体で推進することに努める。

生徒の多様なニーズと部員数の減少に対応するため、複数校合同での活動や地域・民間スポーツクラブと連携した活動の推進に努める。

指導者の高齢化や専門的な指導力の不足に対応するため、競技団体や地域・ 民間スポーツクラブとの連携のもと、外部指導者の活用を積極的に図る。

4 体育・スポーツ施設の充実と有効利用について

(1) 現状と課題

これまでに整備された、体育・スポーツ施設は、スポーツ大会の開催や健康・体力づくりのための各種事業、地域スポーツクラブへの開放など、競技スポーツ・生涯スポーツの両面から有効に活用され、今日に至っている。

しかし、かいじ国体の開催を契機に、県内のスポーツ施設の整備は充実したが、 現在、市町村教育委員会の47%は「社会体育施設の保全・改修が進まないこと」 を深刻な問題としている。

また、県民のスポーツ活動が多様化する中、成人の46%が、「身近でできるよう、施設数の増加」を望んでいる。競技関係者からは、「新たな施設の整備、既存施設の整備・有効活用」を望む声も多い。

今後の既存施設の改修にあたっては、利用者への細やかな配慮がなされた魅力的な施設となるよう、計画的に推進することが求められる。

新たな施設の整備についても、県と市町村がそれぞれの役割を分担し、連携を図りながら、県民のニーズや将来的な必要性を踏まえて順次整備を図り、一層充実することが望まれる。

身近なスポーツ施設として開放されている学校の体育施設は、今後さらに利用者 の視点に立ち、地域スポーツの拠点として有効に活用されることが期待される。

さらに、公共のスポーツ施設だけではなく、民間のスポーツ施設を有効に活用することも、今後のスポーツ環境の整備に大きな意義がある。

(2) 主な推進事項

ア 体育・スポーツ施設の充実

野球場の照明設備・電光表示盤及び体育館の空調設備を設置するなど既存施設の機能の充実を図るとともに、屋内温水プールなど新たな施設整備を検討するなかで、全国的な大会が開催でき、県民の「みるスポーツ」の要望にも応えられる施設を、今後も計画的に整備する必要がある。

県民がいつでも気軽にスポーツに親しめるよう、身近に利用できるスポーツ 施設の整備に一層努める。

学校体育施設は、学校教育活動を効果的に推進するとともに、今後は総合型地域スポーツクラブの拠点としての期待も大きいことから、学校の実態に応じて屋外運動場を芝生化するなど施設の充実に努める。

本県の豊かな自然環境・地理的条件を生かして、県内外の人々のスポーツ活動が行われる、特色ある施設の整備に努める。

施設整備にあたっては、あらゆる人がスポーツに親しむことができるよう、 施設のバリアフリー化等利用者の立場に沿って細やかな配慮に努める。

イ 体育・スポーツ施設の有効利用

学校体育施設は、総合型地域スポーツクラブの拠点として、地域住民との共

同利用を一層推進する。

身近なスポーツ施設を有効に活用できるよう、大学、企業及び民間の施設との連携に努める。

5 体育・スポーツ情報システムの整備について

(1) 現状と課題

高度情報化社会が進展する今日、体育・スポーツ情報システムの開発やデータベースの整備は、スポーツ活動への参加や観戦者の増加、競技力の向上、スポーツ医・科学の発展等に大きく貢献している。

本県においても、体育・スポーツに関する積極的な情報提供は、県民のスポーツへの関心を高めるとともに、その楽しさや必要性を広く啓発し、県民のスポーツ振興に重要な役割を果たすものである。

しかし、現在、県民が日常的にスポーツ活動に親しむための幅広い情報を提供するに至っていない。

また、競技力向上のためには、国立スポーツ科学センター等の関係機関・団体とスポーツ医・科学についての情報を交換し、競技者の記録や身体能力等のデータベース化を充実していく必要がある。

さらに、学校教育では、今後ますますコンピュータやインターネットなどを活用した学習が行われるため、興味・関心を引く学習教材や情報の提供がより必要である。

このような状況を踏まえ、県民の主体的なスポーツ活動を支援するために、コンピュータによる体育・スポーツ情報システムの開発と整備を行い、それぞれのニーズに応える多様な情報の提供が望まれる。

(2) 主な推進事項

ア データベースの構築

体育・スポーツ施設、競技種目別指導者、イベント・大会、各種講習会の案内やトレーニング方法・指導方法、スポーツ医・科学情報などのデータベースの構築に努める。

体育授業等に活用できる情報の作成や蓄積を図り、教師や児童生徒が利用できるデータベースの構築に努める。

イ インターネット等による情報提供の推進

関係機関・団体との連携により、県民が必要とする体育・スポーツ情報をホームページなどを介して入手できるよう、情報のネットワーク化に努める。

広報紙・マスメディア等を介して、広く情報を提供するとともに、情報ネットワークの利用促進の広報に努める。

参考資料

1 注釈・用語の解説

註1)本文における「スポーツ」(p1)

本文における「スポーツ」は、ウォーキングや軽い運動、レクリエーション活動、 乳幼児の遊びや運動、学校の体育・運動部活動、さらに競技スポーツまで、すべての 身体運動及び運動競技を対象とする。また、スポーツ活動は、スポーツを自ら行うこ ととともに、試合の観戦、大会運営の支援なども含んだ幅広い活動を対象とする。

註2) PFI (p4)

Private Finance Initiative の略(民間資金主導)。社会資本の整備や質の高い公共サービスの提供に際して、可能な限り民間の資金や経営ノウハウを使うこと。公的部門の関与を計画の監督にとどめ、民間が収益性を計算して運営することで、事業の効率的な運営を進めることを目的とする。

註3) NPO (p4)

Non Profit Organization の略(民間非営利団体)。NPO法に基づいて、公益事業を行う団体は、知事等の認証を得て、登記することで法人格が取得できる。このNPO法人は、従来の法人と異なり、基本財産がなくとも法人格が取得でき、法人格を得ることで、法律行為(契約等)を行う能力・責任が生じる。このため、県や市町村等が行うスポーツ施設の管理等について委託契約を締結することや、事業収入を団体の運営費に使うことができる。

註4)総合型地域スポーツクラブ (p8)

もともとヨーロッパを中心に発達した住民が主体的に運営するスポーツクラブであり、以下の特徴を持つ。

複数の種目が用意されている。

子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが 年齢、興味・関心、技能・技術レベルに応じて、いつでも活動できる。

活動拠点となるスポーツ施設及びクラブハウスがあり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。

質の高い指導者の下、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われる。 地域住民が主体的に運営する。

註5)広域スポーツセンター (p9)

広域市町村圏規模の地域にある個々の総合型地域スポーツクラブの活動とその地域のスポーツ活動全般を支援することを目的とし、都道府県が新たに施設を建設又は既存の基幹的スポーツ施設を指定するものであり、以下のような機能を持つ。

総合型地域スポーツクラブの創設、育成に関する支援

総合型地域スポーツクラブのクラブマネージャー・指導者の育成に関する支援 広域市町村圏におけるスポーツ情報の整備・提供

広域市町村圏におけるスポーツ交流大会の開催

広域市町村圏におけるトップレベルの競技者育成に関する支援

地域のスポーツ活動に対するスポーツ医・科学面からの支援

教ス健1第7-6号 平成13年7月24日

山梨県スポーツ振興審議会 会 長 植 野 保 殿

山梨県教育委員会教育長数野強

本県のスポーツ振興の在り方について(諮問)

このことについて、スポーツ振興法第4条第4項並びに第18条第3項の規定により、 次の理由を添えて諮問します。

諮問理由

スポーツは、人類が持つ世界共通の文化の一つとして、個々人の心身の健全な発達に 資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものであります。

このような意義を有するスポーツを振興するため、平成5年12月の貴審議会からの答申に基づいて、本県のスポーツ推進の基本的指針となる「やまなしスポーツプラン」 (期間:平成6年度~15年度)を策定し、県民の豊かなスポーツライフの創造を目指してスポーツ推進の施策を展開しているところであります。

しかしながら、21世紀を迎えた今日、様々な社会状況の変化に伴い、今後は一層、スポーツの意義は拡大し、国民のスポーツに対する関心や期待も高まるなど、スポーツを取り巻く状況の変化が予想されます。

こうした背景をもとに、国では、平成12年9月に、長期的・総合的な視点からスポーツ振興の基本的方向を示すとともに、地方公共団体が地方の実情に即したスポーツ振興計画を主体的に進める上での参考指針となる「スポーツ振興基本計画」を策定しました。

本県においても、これらの諸情勢を踏まえ、スポーツ推進の施策を体系的・計画的に 展開し、県民スポーツの一層の振興を図る必要があります。

このため、現行計画「やまなしスポーツプラン」の期間終了後の「本県のスポーツ振 興の在り方」について、貴審議会の意見を求めます。

3 審議経過

期日	会 議 等	内容
平成13年 7月24日	第1回審議会	諮問、運営方法・日程の検討、調査方法 の検討、現状と課題の意見交換
13年12月~ 14年3月	(調査の実施)	アンケート調査の実施・集計
平成14年 3月20日	第2回審議会	調査結果のまとめ、現状と課題の把握、 小委員会委員の選出
8月 8日	第1回小委員会	現状と課題の抽出
12月24日	第2回小委員会	答申の構成・内容の検討
平成 1 5 年 1月 2 7日	第3回小委員会	答申案の策定
2月10日	第3回審議会	答申案についての意見交換
3月 3日	第4回小委員会	答申案の検討
3月17日	第4回審議会	答申書の審議・決定
3月24日	答申	答申書の提出

4 山梨県スポーツ振興審議会委員名簿

任期:平成13年7月15日~15年7月14日

(順不同)

職名	氏	名	性別	所属・役職	備	考
会 長	植野	保	男	(財)山梨県体育協会 副会長		
副会長	飯島	國子	女	(財)山梨県県民スポーツ事業団 副理事長		
委 員	宮徳	愛子	女	山梨県卓球協会 副会長		
"	井上	聖子	女	帝京学園短期大学 専任講師		
"	小池	一仁	男	山梨県企業スポーツ連絡協議会 代表 (山梨中央銀行女子バレーボール部総監督)		
"	小島ク	ス美子	女	(株)ピープル 代表取締役社長		
"	下田江	E二郎	男	山梨県アマチュアレスリング協会 理事長 (山梨学院スポーツセンター長)	小委員 委員	会
"	中込	哲郎	男	山梨県体育指導委員協議会 会長		
"	林	正文	男	山梨県小中学校体育連盟 会長 (笛川中学校校長)		
"	福永	茂	男	山梨大学教育人間科学部 教授	小委員	
"	村松	敏子	女	一宮町スポーツ少年団 指導員	小委員 委員	会
"	山本	純子	女	都留市体育協会 副理事長	小委員 委員	会
"	横森	巧	男	山梨県高等学校体育連盟 会長 (韮崎工業高校校長)	小委員 委員	会
"	青木	敏行	男	山梨県町村教育長会 会長 (三珠町教育委員会教育長)		
"	久保田	日仁郎	男	山梨県都市教育長会 会長 (塩山市教育委員会教育長)		
前委員	羽田	正男	男	前:山梨県体育指導委員協議会 会長		
"	古屋	博正	男	前:山梨県小中学校体育連盟 会長 (前:田富中学校校長)		
"	依田	公彦	男	前:山梨県高等学校体育連盟 会長 (前:須玉商業高校校長)		
"	中山	安正	男	前:山梨県町村教育長会 会長 (前:白州町教育委員会教育長)		